

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十九日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 天野 達也

(3) 名称 有限会社 家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 定方 健二

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 株式会社不二家

住所 東京都文京区大塚二丁目一五番一六号
代表者 東の株 京の式 都の会 文の社 京の代 区のカ 大の取 塚の縮 二の役 丁の櫻 目の一 一の井 五のレ 番の一 番のシ 一のヨ 六のン 号の一 五

(変更後)

ア 名称 株式会社不二家
住所 東京都文京区大塚二丁目一五番一六号
代表者 東の氏 京の都 都の名 文の代 京の表 区の大 大の塚 塚の縮 二の丁 丁の目 目の一 一の山 五の田 番の憲 一の典 六の号

イ 退店のため削除

4 変更年月日 令和元年八月二十日

二 届出年月日 令和二年三月九日
三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間 令和二年三月十九日から同年七月二十日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課